

成績評価報告・講評

科目名： 法学入門 相模原 火曜日 1限

担当者： 西 澤 宗 英

受講者総数： 143名

成績評価の対象としなかった者（X評価）： 6名 （4.20%）

X評価の者を除く成績評価比率

AA： 6.57%、A： 18.98%、B： 39.42%、C： 29.93%、XX： 4.38%

学部所定の成績評価比率と異なる理由

まず、XX評価は、基本的に0点のみである。

C評価は、誤差の範囲内であろう。

B評価については、同点者を同じ評価にすることと、A評価およびC評価の割合を維持したためにこうなったものである。

XX評価の割合を高めると、C評価の割合が30%を大幅に下回ることになる。必修科目である点を考慮すると今回の結果のような評価もありうるだろうし、何より、全体を見た場合には、B評価の割合が最も高くなっており、正規分布とはいわないまでも、おおむね妥当な成績分布といえるのではないか。

試験問題

次の設問((1)、(2)-(i)、(2)-(ii))のすべてに答えなさい。

(1) 「比例原則」という考え方を説明し、

(2) この原則を踏まえて、

「臓器移植法」という法律の中で、「脳死は人の死である」と定義することについて

(i) そのような定義をすることが妥当であるという理由づけ

(ii) そのような定義をすることは妥当でないという理由づけ

を、何が「目的」であり、何が「手段」であるかを明らかにしながら、述べなさい。

.....

【解答にあたっての注意】

(1) 解答は、解答用紙の指示に従って記載すること。第4頁から記載された答案は無効とする。

(2) 解答は、要点を簡潔にまとめること。冗長な答案には、Aを与えない。

(3) 解答用紙には、解答以外に、解答者を特定することのできる文字・記号その他の表示、採点者に対する自己紹介・請願・陳情・謝罪・決意表明・謝辞その他解答と関係のない事項を記載してはならない。これらの記載は、有害的記載事項として、これらを記載した答案は、解答の内容にかかわらず、全体を無効とする。

出題の意図

「法」というルールを設けるにあたって、重要とされる原則のひとつである「比例原則」ということについて、その意味（内容）を正しく理解しているか、それを実際の例に応用して考えることができるかを通して判断しようとするものである。

講 評

「比例原則」は、講義で説明し、その内容は、レジュメにも明確に記載されていたはずである。

しかしながら、レジュメの復習さえきちんとできていれば書けるはずの小問(1)ですら、正確に書けていない答案が目だった。最低限の復習ができていない証明である。

小問(2)にいたっては、(1)がきちんとできていないために、「臓器移植法」の「目的」とその目的達成のための「手段」とを明示できていない答案が、多数であった。

ここでの問題は、移植によってしか生命を維持することができない人を移植によって救う(移植される人の生命を保護する)という「目的」のために、特に、心臓のように、死者からしか得られない臓器を移植することが必要な場合に、「心臓死」よりも一般には早い時点となる「脳死」を人の「死」と定義する(その限りで、臓器を提供する[摘出される]人の生命を犠牲にする)という「手段」を採用することの当否である。

にもかかわらず、かなり多くの答案が、「脳死」を人の死と定義することの妥当性を、「比例原則」とはまったくかわりなく、一般論として(たとえば倫理的側面、医学的側面などから)論じていた。問題の要求を無視した(少なくとも理解していない)答案である。